

# 兵庫県公報

平成26年 1月28日 火曜日 第 2563 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（水産課）	4
○ 平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同）	4
○ 平成19年兵庫県告示第615号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（同）	4
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の指定（建築指導課）	8
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11
○ 特定非営利法人活動合併に係る認証の申請（同）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	14
○ 入札公告（管理課）	14
○ 落札者等の公示（阪神北県民局）	17
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用の裁決手続開始決定	17
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	20
<b>一般財団法人行政書士試験研究センター公告</b>	
○ 平成25年度行政書士試験の合格者	22

## 告 示

### 兵庫県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 上山土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 垣 政 雄	養父市大屋町樽見199番地 1
同	池田垣 喜 作	同 市大屋町上山430番地
同	池田垣 弘	同 市大屋町上山164番地
同	西 垣 幸 彦	同 市大屋町上山442番地
同	北 脇 実	同 市大屋町上山580番地
同	池田垣 辰 夫	同 市大屋町上山438番地
同	西 垣 勲 雄	京都府京丹后市網野町網野343番地の 1
監 事	岡 和 広	養父市大塚205番地30
同	西 垣 政 之	同 市大塚205番地24

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 脇 実	養父市大屋町上山580番地
同	上 垣 政 雄	同 市大屋町樽見199番地 1
同	池田垣 弘	同 市大屋町上山164番地
同	池田垣 喜 作	同 市大屋町上山430番地
同	池田垣 辰 夫	同 市大屋町上山438番地
同	西 垣 勲 雄	京都府京丹后市網野町網野343番地の 1
同	西 垣 幸 彦	養父市大屋町上山442番地
監 事	岡 眞 男	同 市大屋町上山419番地
同	西 垣 節 夫	同 市大屋町上山426番地

## 山東町土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	若 松 俊 彦	朝来市山東町大月1507番地
同	岡 林 史 郎	同 市山東町三保528番地
同	奥 野 英 之	同 市山東町滝田414番地
同	城 本 建 吾	同 市山東町野間663番地 1
同	足 立 勝	同 市山東町粟鹿1032番地
同	福 島 謹	同 市山東町粟鹿1098番地
同	上 田 幸 男	同 市山東町和賀834番地
同	小 山 盛 弘	同 市山東町大月817番地
同	山 本 利 近	同 市山東町溝黒513番地
同	藤 本 隆 夫	同 市山東町与布土784番地 2
監 事	佐 藤 功	同 市山東町大月710番地
同	石 原 武 美	同 市山東町粟鹿431番地
同	谷 村 弘	同 市山東町柿坪362番地

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	若 松 俊 彦	朝来市山東町大月1507番地
同	藤 本 隆 夫	同 市山東町与布土784番地 2
同	奥 野 英 之	同 市山東町滝田414番地
同	城 本 建 吾	同 市山東町野間663番地 1
同	衣 卷 英 雄	同 市山東町柴727番地 2
同	村 上 彰	同 市山東町粟鹿78番地 2
同	枚 田 信 章	同 市山東町一品576番地
同	小 山 盛 弘	同 市山東町大月817番地

同	山 本 利 近	同	市山東町溝黒513番地
同	西 村 繁	同	市山東町越田349番地
監 事	佐 藤 功	同	市山東町大月710番地
同	高 階 通 雄	同	市山東町粟鹿1913番地
同	細 見 守	同	市山東町溝黒278番地 2



**兵庫県告示第71号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市八多土地改良区	西畑深谷地区	平成26年 1月28日から 同 年 2月17日まで	神戸市北区役所



**兵庫県告示第72号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）宇原地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成26年 1月28日から同年 2月17日まで
- 3 縦覧の場所  
宍粟市役所



**兵庫県告示第73号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
多可町	豊部地区	平成26年 1月28日から 同 年 2月17日まで	多可町役場



**兵庫県告示第74号**

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中  
「洲本加入区 洲本漁業協同組合の区域」  
を削る。



**兵庫県告示第75号**

平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第1号に掲げる漁業中  
「洲本加入区 洲本漁業協同組合の区域」  
を削り、  
「炬口加入区 炬口漁業協同組合の区域」  
を  
「洲本炬口加入区 洲本炬口漁業協同組合の区域」  
に改める。

法第125条の2に規定する養殖業中  
「洲本加入区 洲本漁業協同組合の区域」  
を削り、  
「炬口加入区 炬口漁業協同組合の区域」  
を  
「洲本炬口加入区 洲本炬口漁業協同組合の区域」  
に改める。



**兵庫県告示第76号**

平成19年兵庫県告示第615号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中  
「炬口、津名加入区 炬口漁業協同組合及び津名漁業協同組合の区域」  
を  
「洲本炬口、津名加入区 洲本炬口漁業協同組合及び津名漁業協同組合の区域」  
に改める。



**兵庫県告示第77号**

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業中、洲本区域（洲本漁業協同組合の地区）の項を削り、炬口区域（炬口漁業協同組合の地区）の項を次のように改める。

洲本炬口区域 (洲本炬口漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であつて、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業



**兵庫県告示第78号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町公文字水上1の1から1の3まで、1の5から1の7まで、一宮町井内字轟山322、字百合俵向イ290の7、290の8、290の11、字足タギ321の3から321の5まで、321の8、321の9、一宮町黒原字奥段畑72、字瀧谷27の13、波賀町戸倉字宮ノ後170の10、170の14、170の26、字宮ノ向165の66、波賀町皆木字大谷867、波賀町鹿伏字清木284の5、284の19、284の53、284の54

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第79号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成26年 1月24日から同年 3月31日まで

3 作業地域

西宮市の一部



**兵庫県告示第80号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局淀川河川事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ）
- 2 作業期間  
平成25年 7月15日から同年12月27日まで
- 3 作業地域  
尼崎市の一部



**兵庫県告示第81号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成24年12月 4日から平成25年 3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



**兵庫県告示第82号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成24年12月 5日から平成25年 1月29日まで
- 3 作業地域  
加西市の一部



**兵庫県告示第83号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 1月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 1月28日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 曾 地 中 三 田 線	篠山市曾地中宇鳥居前345番2から 同 市曾地中宇岡1006番1まで	旧	5.0から 14.0まで	248.0	
	篠山市曾地中宇稲荷366番6から 同 市曾地中宇岡1006番1まで	新	9.0から 17.0まで	210.0	起点 変更



**兵庫県告示第84号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年1月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月28日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川 西 篠 山 線	篠山市曾地中宇稲荷949番2から 同 市曾地中宇鳥居前344番1まで	旧	8.0から 12.0まで	106.0	
		新	10.0から 19.0まで	106.0	



**兵庫県告示第85号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、重要港湾東播磨港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成26年2月18日から施行する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月28日

東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 放置等を禁止する区域

昭和39年兵庫県告示第222号で指定した港湾区域のうち、次の各点を順次結んだ線により囲まれた区域で、次の図で示す範囲

- イ点 東経134度52分20秒81 北緯34度42分04秒88 の点
- ロ点 東経134度52分19秒40 北緯34度42分02秒12 の点
- ハ点 東経134度51分53秒67 北緯34度42分10秒22 の点
- ニ点 東経134度52分03秒15 北緯34度42分17秒89 の点

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 放置等を禁止する物件

船舶、木材、漁具、コンクリート塊、仮設工作物



**兵庫県告示第86号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、地方港湾津居山港に係る放置等の行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成26年2月20日から施行する。

平成26年 1月28日

津居山港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 放置等を禁止する区域

津居山島猿ヶ城から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに港橋以北の水路及び気比三角点(181メートル)(北緯35度37分東経134度50分8秒)から277度1,850メートルの地点から290度に引いた線より下流の円山川水面。ただし、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)により指定された田結漁港の区域を除く。

2 放置等を禁止する物件

船舶



兵庫県告示第87号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定に基づき、地方港湾竹野港に係る放置等の行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成26年2月20日から施行する。

平成26年 1月28日

竹野港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 放置等を禁止する区域

奄蛇の鼻突端から賀島山三角点(標高141メートル)まで引いた線、同地点から135度0分500メートルの地点まで引いた線、同地点から211度0分762メートルの地点(竹野町大字竹野字浜岡50番地北西端)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに竹野川県道竹野大橋下流の河川水面。

2 放置等を禁止する物件

船舶



兵庫県告示第88号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H25中播予定 0002号	26. 1. 15	神崎郡福崎町高岡字赤佐1788番の一部、1788番地先里道 同 郡同 町高岡字宮ノ上1959番4の一部 同 郡同 町高岡字東山土1956番34、1956番39、1956番40、1956番72、1956番73、1956番77、1956番78の各一部、1956番77地先里道	5.00～ 10.40	158.70

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。



なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人たつの・赤トンボを増やそう会

イ 代表者の氏名 前 田 清 悟

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町島田321番地 龍野コルク工業株式会社内

エ 定款に記載された目的

この法人は、龍野ゆかりの詩人・三木露風の童謡「赤とんぼ」に詠われた原風景を復活させ、赤トンボ（アキアカネ）を育む農法を確立してそれをブランド化し、農家の収益向上につなげ、アキアカネを水田で増やせるように環境保全し、アキアカネ復活によってたつの市民を元気づけ、さらに、観光客に期待通りにアキアカネが見られるようにすることで、たつの市の観光振興につなげるとともに、地元の小・中・高校生に赤トンボを育む環境の大切さを一緒に体験させて健全育成を図り、最終的に赤トンボ（アキアカネ）に関するすべてのことを企画・実施することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Happy Happy

イ 代表者の氏名 田 村 仁 美

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市松生町19番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもとその親に対して、保育に関する事業と地域子育て支援事業を行い、子どもと身体の健全な育成、子育て期の親とその子どもの親子交流の活性化を図ることにより、すべての子どもと親が、生き生きと心豊かに暮らせるような地域社会をつくることを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人H. P. A

イ 代表者の氏名 八 城 裕

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市夢前町前之庄1番地48

エ 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国に対して、国内外の災害等の被災地において、段階に応じた被災者支援、環境保全活動・就労支援を行い、日本とアジア諸国との国際相互理解の増進と国際協力の意識の啓発に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人生き生きライフ推進協会

イ 代表者の氏名 塩 谷 秀 勝

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市常磐町1番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、中高年齢者が将来の生活に安心と生きがいを見出すとともに積極的に社会参加する機会を提供する支援活動事業を行うことで、中高年齢者の孤立化を未然に防止し、福祉の向上に貢献することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グローバル・ケア・アソシエーション

イ 代表者の氏名 山 脇 敬 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市宝梅2丁目6番89—619号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な子ども、障害者、高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした医療福祉サービスを提供しすべての

人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと、福祉に関わる人員の育成を目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほっと宝塚子育てネットワーク

イ 代表者の氏名 松島 多賀子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市武庫山2丁目13番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育て家族に対して、市民団体・行政・企業との連携を図り、地域とのつながりを容易にするための福祉サービスや情報通信サービス等に関する事業を行い、子育てを安全安心に行える地域社会の構築と発展に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あん

イ 代表者の氏名 小林 則昭

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市安倉南2丁目19番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し日中活動に関する支援と障害者が自立できる社会資源を提供し、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人NEXT STAGE

イ 代表者の氏名 圓井 寿夫

ウ 主たる事務所の所在地 明石市松江479番地 プレミール201号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び就労困難層に対して、雇用・就業の機会を拡大する事業を行うとともに広報活動も進め一人一人が働く喜びを感じられるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人尼崎共同作業所集

イ 代表者の氏名 松本 道一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市食満五丁目27番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般就労が困難な障害者に対して、就労の機会を提供し、作業を通じて障害者の社会参加を促進し、自立を図る事業を行い、地域社会における福祉活動に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あんずぼこ

イ 代表者の氏名 河村 夏代

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲陽園若江町5番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育てに不安を持つ保護者や教育者に対する教育相談、不登校の子どもに対する学習指導や自立支援事業を行い、青少年の成長と学ぶ権利を保障し、社会の理解を深め、青少年及びその周辺の人々がさまざまな体験・出会いを通し、自ら生きていく力やそれぞれの個を育てる場の構築と環境の整備を行うことによって、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人高活支援ネットワーク

イ 代表者の氏名 大杉 哲朗

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市神屋町4丁目95番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・女性等の一般的社会的弱者に対し、日常生活を安全に安心して過ごせる様にITを使い支援する事業を行い、明るい社会作りに寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人向日葵

イ 代表者の氏名 桑 代 憲 治

ウ 主たる事務所の所在地 加西市鶴野町170番地の4-2

## エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域の特産品の啓発・振興及びその支援に関する事業、地域の活性化を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業、地域の子ども達と住民との交流の推進に関する事業、地域における交通安全、防犯活動の推進に関する事業に関する事業を行い、地域に活力を取り戻すための支援を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人やまもも

イ 代表者の氏名 竹 内 明 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市砥堀237番地3

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者をはじめ、あらゆる就業が困難な方に対して、労働権及び、自立の確立をめざし、既存の労働者市場の支援に加え、生産能力の低い労働者の社会参加を可能とする新規労働者市場の開拓支援事業を行い、その結果を広く社会に啓発することで、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉作業所コスモス

イ 代表者の氏名 山 根 登喜子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西難波町4丁目7番43号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行うとともに、サインランゲージ普及、障害者の為のパソコン学習支援、障害者福祉関連の情報提供と個別相談、及びユニバーサルデザインのまちづくりに向けた調査研究と提案に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成25年12月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スポーツクラブクリヴォーネ

イ 代表者の氏名 中 島 康 雄

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市神野町石守1050番地の2

## エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対してサッカーその他のスポーツの普及・指導、練習、大会運営等のク





(2) 縦覧期間

平成26年 1月28日から 1月間



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）テックランド兵庫小野店

所在地 小野市王子町95番 1 ほか

2 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	雨水排水計画の改善 現案の各水路等を7.84mm/分の15分雨量で溢れないように設計し直すか、あるいは、北部に調整池を設けて流し込む水路を直近の水路とすること。
匿名	隣接家屋に対する日照時間の詳しい検証と説明 上面からの日影図では説明資料として不十分であり、側面からの日影図を作成して説明すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 1月28日から 1月間



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 1月28日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

平成26年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4、A 3、A 4）】

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成26年 4月 1日（火）から同年 9月30日（火）まで

(4) 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

(5) 入札方法

入札金額は規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 登里

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年1月28日（火）から同年2月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年3月10日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階 小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年3月7日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年1月28日（火）午前9時から同年2月12日（水）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 入札の日時

平成26年3月3日（月）午後5時から同月10日（月）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年1月29日（水）から同年2月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年1月29日（水）から同年2月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、2月12日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成26年3月3日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年3月6日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年4月1日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

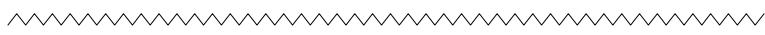
## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture



- (2) Nature of the product to be purchased: PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)
- (3) Delivery period: From April 1, 2014 through September 30, 2014
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Government and Region Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms: February 12, 2014
- (6) Deadline for tender:
  - 14:00 March 10, 2014 by direct delivery or electronic bidding system
  - 17:00 March 7, 2014 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
  - Mr. Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
  - 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
  - TEL (078)341-7711 extension 4937
  - FAX (078)362-3928



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年1月28日

契約担当者

阪神北県民局長 常松 貞雄

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県宝塚総合庁舎ほか11施設で使用する電気 予定数量2,099,719キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
阪神北県民局総務企画室総務課 宝塚市旭町2-4-15
- 3 落札者を決定した日  
平成25年12月17日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
42,597,268円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年10月25日

**収用委員会告示**

**兵庫県収用委員会告示第1号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年1月28日

兵庫県収用委員会

会長 安永 正昭

- 1 起業者の名称  
神戸市
- 2 事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業7.7.4号青木駅南線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成26年1月14日

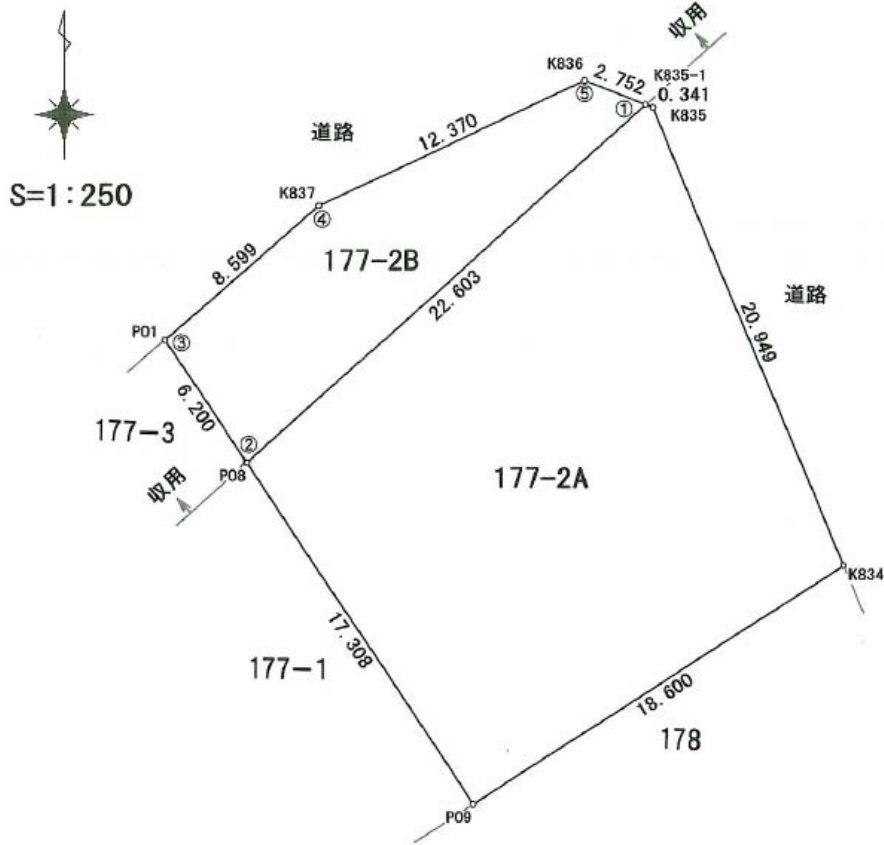
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神戸市東灘区青木六丁目	177番2	宅地	495.87㎡	497.13㎡	106.89㎡ (注)	豊栄興産株式会社 代表取締役 権和人	神戸市東灘区青木六丁目 7番16号	株式会社みなと銀行 代表取締役 尾野 俊二	神戸市中央区三宮町二丁目 1番1号	根抵当権 (平成7年8月1日受付) 第14582号

(注) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

### 実測平面図

神戸市東灘区青木六丁目177番2



座標求積表

地番	(A)177-2 残地				境界の種類
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離	
PO8	-141925.814	86793.999	-2566672.138428	17.30	金属板
PO9	-141940.265	86803.526	-377942.552204	18.60	金属板
K834	-141930.168	86819.147	2556563.421709	20.94	金属板
K835	-141910.818	86811.118	1690646.523050	0.34	金属板
K835-1	-141910.693	86810.800	-1301814.756800	22.60	金属板
		倍面積	780.497327		
		面積	390.2486635		
		地積	390.24	m <sup>2</sup>	

地番	(B)177-2 取用地				境界の種類
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離	
③ PO1	-141920.637	86790.586	-941764.648686	6.20	金属プレート
② PO8	-141925.814	86793.999	863079.526056	22.60	金属板
① K835-1	-141910.693	86810.800	1399910.960800	2.75	金属板
⑤ K836	-141909.688	86808.237	-370671.171990	12.37	金属板
④ K837	-141914.963	86797.048	-950340.878552	8.59	金属板
		倍面積	213.787628		
		面積	106.8938140		
		地積	106.89	m <sup>2</sup>	

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年1月28日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成26年3月3日（月）から同月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

## イ 追加取得講習

平成26年3月6日（木）から同月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月10日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

#### 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年2月3日(月)から同月14日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当者

#### 6 申込時の提出書類

##### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

##### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

#### 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

#### 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成25年度行政書士試験の合格者

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事からの委任に係る平成25年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成26年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

試験地 兵庫県

受験番号

5510006	5510011	5510018	5510020	5510024	5510037	5510038	5510041	5510053
5510067	5510080	5510088	5510106	5510107	5510110	5510112	5510114	5510117
5510118	5510127	5510151	5510159	5510164	5510173	5510176	5510197	5510199
5510201	5510205	5510209	5510215	5510232	5510242	5510246	5510247	5510254
5510260	5510261	5510272	5510287	5510288	5510296	5510298	5510306	5510322
5510325	5510328	5510350	5510364	5510365	5510371	5510378	5510380	5510382
5510387	5510400	5510402	5510411	5510437	5510444	5510446	5510455	5510493
5510500	5510502	5510505	5510506	5510509	5510516	5510530	5510535	5510551
5510558	5510562	5510566	5510570	5510571	5510574	5510599	5510604	5510612
5510621	5510634	5510648	5510660	5510678	5510679	5510707	5510753	5510762
5510763	5510769	5510804	5510816	5510854	5510867	5510868	5510882	5510886
5510893	5510930	5510953	5510975	5511001	5511039	5511048	5511049	5511052
5511068	5511072	5511093	5511094	5511099	5511146	5511165	5511167	5511170
5511171	5511184	5511197	5511198	5511227	5511239	5511240	5511250	5511253
5511258	5511259	5511274	5511289	5511306	5511324	5511327	5511335	5511343
5511353	5511358	5511382	5511384	5511388	5511418	5511425	5511426	5511430
5511441	5511454	5511482	5511509	5511531	5511536	5511564	5511592	5511607
5511630	5511633	5511642	5511646	5511692	5511714	5511796	5511809	5520001
5520013	5520015	5520017	5520018	5520035	5520047	5520048	5520049	5520068
5520076	5520080	5520104	5520123	5520144	5520148	5520149	5520152	5520177
5520181	5520182	5520196	5520202	5520229	5520234	5520250	5520256	5520268
5520269	5520272	5520281	5520314	5520324	5520326	5520327	5520336	5520347
5520348	5520364	5520377	5520473	5520492	5520527	5520584	5520613	5520619
5520629	5520646	5520654	5520703	5520738	5520781	5520783	5530003	5530006
5530014	5530018	5530019	5530020	5530029	5530034	5530035	5530038	5530043
5530045	5530051	5530063	5530070	5530076	5530097	5530118	5530123	5530142
5530162	5530165	5530167	5530168	5530185	5530222	5530231	5530250	5530266
5530267	5530327	5530337	5530342	5530353	5530362	5530380	5530382	5530386
5530428	5530455	5530468	5530582					

以上256名